

(仮称)屋代スマートインターチェンジ地区協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「(仮称)屋代スマートインターチェンジ地区協議会」(以下、「地区協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 地区協議会は、スマートインターチェンジ整備事業制度実施要綱(令和元年9月30日国土交通省道路局)に基づき、(仮称)屋代スマートインターチェンジ(以下、「スマートIC」という。)の設置に向け、必要な検討・調整を行うとともに、当該スマートIC供用後も継続して、その管理・運営形態等について、定期的にフォローアップすることを目的とする。

(検討・調整事項)

第3条 地区協議会は、前条の目的を達成するために、主に次に掲げる検討・調整を行うものとする。

- ① 当該スマートICの社会便益に関すること。
- ② 当該スマートIC及び周辺道路の安全性に関すること。
- ③ 当該スマートICの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。
- ④ 当該スマートICの構造及び整備方法に関すること。
- ⑤ 当該スマートICの管理・運営方法に関すること。
- ⑥ 当該スマートICの利用促進方策に関すること。
- ⑦ 広域的検討結果の反映に関すること。
- ⑧ その他当該スマートICを設置・管理・運営する上で必要な事項に関すること。

(フォローアップ)

第4条 地区協議会は、スマートIC の供用後も継続して、その社会便益・安全性・利用交通量・管理・運営形態・利用促進方策等について、定期的にフォローアップし、必要に応じて見直すものとする。フォローアップは、供用後1年経過後速やかに1回実施し、以後必要に応じて実施するものとする。

(組織等)

第5条 地区協議会は、会長及び委員(以下、「委員等」という。)によって、別表に掲げる者により構成する。

- 2 会長は、千曲市長をもって充てる。
- 3 委員は、地区協議会の了解を得て、随時増減できるものとする。
- 4 地区協議会は、必要に応じ、部会を設置することができる。

(会長等の職務)

第6条 会長は、地区協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(任期)

第7条 委員等の任期は、地区協議会の存続期間とする。なお、異動等に伴う委員等の変更は、特別な事由がある場合を除き、各機関の前任者から引き継ぐものとする。また、委員等が変更した場合、事務局まで報告するものとする。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じ、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、第3条に掲げる事項について審議し、決定する。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 委員は、やむをえない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 地区協議会の事務を処理するため、千曲市道路河川課に事務局を置き、運営に要する経費は千曲市の負担とする。

- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、地区協議会で協議の上、処理するものとする。

(附 則)

- 1 この規約は、令和5年7月21日から施行する。

(附 則)

- 2 この規約は、令和7年1月28日から施行する。